

和歌山県消費生活条例、同条例施行規則の一部改正の概要

<平成23年1月1日施行>

国及び都道府県においては、悪質事業者対策の強化のための体制整備を図っているところですが、悪質事業者の手口はより複雑・巧妙化し、その活動も広域化しており依然として深刻な消費者被害が後を絶たない状況にあります。

このような状況の中、消費者を取り巻く環境の変化に対応し、消費者被害の発生及び拡大を防止するため、和歌山県消費生活条例及び同条例施行規則を改正し、平成23年1月1日から施行します。

●改正の要旨

商品等による消費者の生命又は身体に係る重大な危害について、緊急防止の措置を定めるとともに、与信契約等に係る不当な取引行為を禁止行為に加えるほか、情報提供及び公表に係る規定の改正を行いました。

①「危害防止の措置」に係る規定の改正（条例第6条）

- ・商品等に係る危害状況及び指導又は勧告内容に係る情報提供について規定

②「緊急危害防止措置」の新設（条例第6条の2）

- ・商品等が消費者の生命、身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、危害防止のために緊急の必要があると認めるときは当該商品等の名称、事業者の氏名・住所等を県民に情報提供することを新たに規定

③「不当な取引行為の禁止等」に係る規定の改正（条例第18条）

- ・与信契約等に係る不当な取引行為について新たに規定
[販売業者が不正な取引行為を行ったことを知りながら、クレジット会社がクレジット契約を締結させる行為など]
- ・不当な取引行為による消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは速やかに県民に情報提供することを新たに規定

④「公表」に係る規定の改正（条例第39条）

- ・指導・勧告に従わないときの事業者名等公表の規定について、事業者からの意見聴取の手續を規定していたところであるが、新たに、緊急のときは、これを要しないことを規定